

## 5. 今後の課題

### (1) 本検討会の意義

医療のIT化は医療機関内ばかりでなく、地域医療連携に向けた情報共有の促進、また患者への情報提供等を通して、医療の効率化と質の向上に寄与するものと期待されている。一方適切な保険医療体制の確保という視点から、これまで医療のIT化に関する調査・解析などの検討は十分には行われなかつたと考えられる。本検討会は、医療のIT化が急速に進展する現状において適正な保険診療の維持向上を視野として捕らえ、医療のIT化に対応した合理的・効率的な指導（監査）のあり方を示していく点に大きな意義がある。

今回の限られた時間内では6医療機関を対象とした調査を行ったが、本邦のすべての医療のIT化を把握したわけではない。また調査対象となった医療機関でも、今後さらに電子カルテのシステムアップを考えているように、IT技術の急速な発展とともに医療を取り巻くIT環境は今後も劇的に変化することが予想される。このような状況に置いて医療のIT化を正しく認識し、適切にかつ柔軟に対応できる保険診療システムの運営・管理を行うことが重要である。このためには今後も引き続き、調査・分析を継続する必要があると考えられる。

### (2) レセプト電算化との連動

医療機関が電子媒体により診療報酬明細書を審査支払機関に提出するレセプト電算処理システムの導入が進められている。情報伝達・事務処理の効率化が主目的であり、事務的誤請求の防止や煩雑な事務作業の軽減につながると思われる。

### (3) 電子カルテ普及に伴う保険診療上の問題点

電子カルテの普及推進により、保険診療もさらに効率化し質的に向上すると期待される。反面、現行の保険診療は紙媒体に対応して体系づけられているため、診療請求上で種々の問題点が出てくることが想定される。

例えば、情報ネットワークによる診療情報提供やセカンドオピニオンなどはどう請求するのか。また電子媒体における診療録の様式はどう規定するのか。電子媒体を用いた場合、保険診療録や情報提供としての物理的実体がなく、情報ソースとして捉える必要が出てくる。特に電子カルテにおける様式は記録や表示により変化させることができるものである。このように電子媒体を用いた高度情報処理に対する対応を事前に想定し策定しておく必要がある。

さらに保険診療録の保存管理に関しても、ネットワーク化データベースでの考え方であ

る「一患者一医療機関一カルテ」さらには「一患者一地域一カルテ」等の考え方を導入する場合に診療録管理義務をどのように捉えるかの問題が生じる。グループ医療機関で一つのカルテを共有する場合、地域で一つのカルテを共有する場合、これらは医療連携の効率化に貢献することは間違いない。また将来的には電子診療録機能がアプリケーションサービスプロバイダ（A S P）によって提供され、情報そのものが医療機関の外部で管理される可能性がある。守秘性、安全性等の問題がクリアされれば、このような診療録機能の外部化は医療機関の情報管理および情報システム運用の効率化に貢献すると期待されるが、保険診療上どう取り扱うかなど数々の問題が出てくることは容易に想像される。

#### （4）オーダリングシステムの取り扱い

電子媒体による医療支援システム（オーダリングシステム）は現在多数の医療機関に取り入れられ、医療現場の業務効率化と安全対策に使用されている。指導（監査）で問題となるのは、オーダリングシステムの電子媒体情報を現行の診療録の一部として見なしてよいかどうかである。例えば、薬剤治療管理料における「薬剤の血中濃度・・・を診療録に記載」の通知に対して、電子媒体内の検査結果保存はどう扱うべきか。また画像診断管理加算における「報告された文書又は写しを診療録に貼付」の通知に対して、情報ネットワークを通じて送られてきた電子媒体文書を電子媒体内だけに保存している場合はどう取り扱うのか。オーダリングシステムを電子カルテに準じて扱うのか、明確に線引きをするのかを現実問題として対応する必要がある。

#### （5）診療所・歯科診療所における電子カルテシステム

今回の視察では電子カルテを先進的に導入している大規模病院を対象とした。グランドデザインにあるように今後ますます電子媒体システムが普及するにつれ、小規模病院や診療所にも運用され始めることは必須である。今後はこれらの機関における電子カルテシステムのあり方を含めて検討していく必要がある。